

<おことわり>

この資料は、当館からの委嘱に基づきシカゴ市の弁護士事務所が調査した2013年4月現在の内容です。また、内容は、あくまでも参考として掲載しているものであり、法律上のアドバイスではありません。なお、日本のハーグ条約への加盟、法律の改定により、対応が異なってくることも予想されます。当館では内容について一切責任を負いかねますので、個別のケースは専門の弁護士にご相談下さい。

## イリノイ州家族関係法及びDV 被害者支援概要

イリノイ州には結婚、離婚、家庭内暴力、子供の養育権などに関する家族法がありますが、以下はその一部の概要です（家庭内暴力（DV）の被害者のための情報も含む）。以下の情報・説明は法律アドバイスではありません。以下の法律に関連して個別的な法律アドバイスが必要な方は、弁護士にご相談ください。

### 1 家族関係法：概要

#### **(1) 離婚と子供の親権**

##### 離婚の申請

結婚の成立がイリノイ州であっても、日本を含む外国であっても、当事者がイリノイ州に居住開始後、一定期間（通常90日間）が経過した後であれば、イリノイ州において婚姻を解消できます。

離婚訴訟に関する管轄裁判所（イリノイ州、他州、または外国）の決定については、具体的な要件が定められています。特に子供が関わっている場合、管轄する裁判所と適用される法律がどこのものになるか（例えば、イリノイか日本か）は、非常に重要ですから、最初の段階から法律専門家のアドバイスを受けた方が良いでしょう。

時には子供の両親が別々の裁判所（たとえばイリノイと日本）でそれぞれ子供の親権を求めて申し立てを行うこともあります。その場合、どちらの裁判所が親権に関する決定を下すかが問題となります。

米国50州のうちイリノイを含む49の州が「子供の親権における管轄と執行に関する統一法（Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act, “UCCJEA”）」を可決しています。この法律は、両親が別々の州に住んでいる場合に、どこの裁判所が親権訴訟を管轄するかを決定するためのルールを定めています。また、当事者が外国人で、日本などの米国外に住んでいる場合には、イリノイ州はUCCJEAに従ってその国を米国内の他州と同様と見なした上で、どこが管轄権を持つかを決定します。なお、UCCJEAにより、イリノイ州の裁判所は、UCCJEA とほぼ同様の条件のもとで下された外国裁判所による親権決定については、これを受け入れ、執行するよう義務づけられています。

##### 離婚が申請されたら

片方の親がイリノイ州内で離婚を申し立てた場合、どちらの親も事前に裁判所の許可や、もう一方の親の書面による同意を得ない限り、イリノイ州外への居住を目的とした子供の連れ出しは禁止されます。これはイリノイ州外へ「子供を移動させるための退去」と呼ばれています。一方の親が州外への居住目的で子供をイリノイ州外へ連れ出したい場合は、それが子供のため

に最善であるということを裁判所に示さなければなりません。さらに、裁判所は、転居が子供の生活の質の向上につながるか否かを判断するだけでなく、それぞれの親の動機やイリノイに残る親と子供との間に適切な面会期間を設けられるかなども考慮します。また、これまでの子供と日本とのつながりなども重要なポイントとなります。

離婚申請中に、裁判所の許可なしに子供をイリノイ州外に連れ出そうとすることは、深刻な結果をひきおこすことになりかねません。ただちに子供をイリノイに連れ戻すよう命じられたり、子供の親権が一時的にもう一方の親に与えられたり、あるいは子供を連れ出した親が刑事事件に問われたりすることもあります。

「婚姻の解消の嘆願」（イリノイ州での離婚申請の正式名称）が提出されると、裁判所はただちに夫婦の双方に対して夫婦間の資産を勝手に動かしたり、隠したりすることを差し止めるとともに、離婚手続き中に一方の配偶者が他方に支払うべき養育費を定めます。また、裁判所は、離婚申請の結論が出るまでの間、夫婦が同じ家に同居し続けるべきかどうか、夫婦が子供と過ごす時間の配分方法や、子供との面会に当たってのルールなどを決定します。裁判官は離婚手続き中、事態の推移をモニターし、公平性と安全性の確保を支援します。一般的に、イリノイの裁判所は一方の配偶者がもう一方を操ったり脅したりできないよう尽力し、イリノイ州法もこうした行為を防ぐように作られています。

最終的には裁判所がどちらの親が子供の親権を持つべきかを判断するとともに、もう一方の親の面会権、支払われるべき養育費や生活費の金額などを決定します。

#### ほかの州または国による離婚判決

イリノイ州以外の他州または外国で出された離婚判決については、イリノイ州の裁判所でも登録される場合もありますが、登録された場合、一般的に判決内容はそのままイリノイ州でも有効となります。夫婦間の協議による離婚の場合、日本の裁判所で離婚の認定を受けた上で、合意内容を反映した離婚判決を出してもらう必要があります。

ただし、日本における離婚判決がイリノイ州の裁判所でそのまま自動的に受け入れられる訳ではありません。日本での判決内容をイリノイ州でも受け入れてもらうためには、まず、日本での離婚判決をイリノイ州の郡書記官に提出しなければなりません。この手続きに関しては、イリノイ州民事訴訟の規則（Illinois Rules of Civil Procedure）で定められた決まり（例えば、もう一方の配偶者への通報など）に沿って進める必要があります。すでに日本で離婚判決を受けている場合は、弁護士に相談すれば容易にこの手続きを進めることができます。

イリノイ州の法律の下では、両親が法的に結婚していない場合であっても、子供たちが両親から保護と援助を受けられるよう定められています。イリノイ州親権法では、法的に結婚していない両親が離別する場合の、両者の子供たちの保護に関する条項が具体的に定められています。このため、上記の保護条項の多くが内縁関係に生まれた子供たちとその親たちにも適用されます。

#### **(2) 子供の養育費**

家族関係裁判所（Domestic Relations court）と親権裁判所（Parentage court）はそれぞれ、子供と同居していない親が、同居している親（子供の世話をする親）に支払うべき養育費の金額を定めることができます。

子供の養育に関する法律によると、一方の親が他方の親に支払うべき養育費の最低金額は、親の収入に基づいて定められます。一般的な最低金額は、子供1人の場合、養育費を支払う親の収入総額の20%、子供が2人だと28%、3人の場合は32%、そして3人以上の場合はそれ以上となります。加えて、裁判所は片方の親がもう一方の親に一定の生活費の支払いをす

るよう命じたり、定められた養育費の他に経済的支援（生活扶助）を行うよう命ずることもあります。また、離婚裁判所は子供の世話をする親が仕事をしたり、職探しをする間に子供を託児所に預ける費用を援助するよう他方の親に命じることもあります。さらに、離婚裁判所は、親に対して子供の健康保険の継続加入や、保険が適用されない医療費を負担するよう命じたりもします。さらに、子供が高校卒業後すぐに大学に進学する場合、それぞれの親に対して学費を負担するよう命じることもあります。

養育費は通常、子供が18歳になるまで（子供が高校を卒業している場合は19歳まで）支払われることになっています。養育費を受け取る親は、支払う側の親に対して、用途を説明する必要はありません。最も一般的な養育費の支払い方法は、支払う側の親の雇用主が毎月給料から天引きした上で、直接、州の担当庁に送り、この担当庁が養育費の支払いに関する記録管理と子供の世話をする方の親への支払いを行うというものです。このやり方の下では、毎月養育費支払いの催促をする必要はありません。

クック郡州検事局は、子供の養育費の支払い命令とその執行とを求める親に法律上の援助を提供しています。州検事局は養育費を扱うだけで、子供との面会権や親権には関与しません。しかしながら、イリノイ州の弁護士の間では、このサービスについて、かなり広範囲におよぶものだと評価されており、費用もかかりません。通常、このサービスを受けるには、最初の面談までは待たされますが、一旦話が動き出せば、州検事が養育費の支払い命令や、滞納している養育費の支払いが得られるよう法的に要求してくれます。クック郡の州検事局で養育費について法的援助を受けたい場合は、IV-D (“4D”) と呼ばれる「養育費執行プログラム」の申請書をリクエストするとよいでしょう。連絡先はイリノイ州医療と家族サービス部：Illinois Department of Healthcare and Family Services (“HFS”)（電話 1-800-447-4278）です。

### (3) 関連する法律

- Illinois Marriage and Dissolution of Marriage Act (750 ILCS 5/101, et. seq.)
- Illinois Religious Freedom Protection and Civil Union Act (750 ILCS 75/1, et. seq.)
- Illinois Parentage Act of 1984\_(750 ILCS 45/1 et. seq.)
- Illinois Domestic Violence Act (750 ILCS 60/101, et. seq.)
- Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act (750 ILCS 36/101, et. seq.)
- Uniform Interstate Family Support Act (750 ILCS 22/100 et. seq.)
- Illinois Uniform Premarital Agreement Act\_(750 ILCS 10/1, et. seq.)  
Income Withholding for Support Act (750 ILCS 28/1, et. seq)

## 2 家庭内暴力 (DV) 被害者のための公的・民間サービス

### (1) 公的 (裁判所) サービス

イリノイ州には DV 被害を受けている人たち (配偶者、子供、親、さらに交際相手も含みます) を保護する法律があります。イリノイ州の裁判所では DV 法を広めに解釈しており、国籍や在留状況にかかわらず被害者を保護するよう尽力しています。イリノイ州 DV 法は、家庭における幅広い虐待行為から人々を保護するものです。同法の対象には、身体的暴力、嫌がらせ、個人の自由の侵害、被扶養者への脅し、故意の剥奪 (権利や必要物を故意にとりあげること)、養育の放棄、搾取、つきまといなどが含まれます。この法律は被害者を DV から守るとともに、家族の一員による子供や財産へのアクセスを妨害する行為からも保護するものです。さらに、外出や友人への訪問をさせないようにする家族や、後を付け回ったり、行動を監視したりする家族及びかつての交際相手からの保護も目的としています。もし家族の誰かにこうした行為を受けた場合、被害者は「保護命令申請(a Petition for an Order of Protection)」を提出することができます。

イリノイ州法では、被害者が、保護命令申請中の DV 行為や、保護命令を申請したことが加害者に知れた場合の DV のエスカレートを恐れているようなケースにおいては、「緊急保護命令申請 (a Petition for an Emergency Order of Protection)」を提出できるよう定められています。この手続きにより、被害者は加害者への事前通告をすることなく出廷できるようになります。また、裁判所が保護の必要ありと判断した場合には、緊急保護命令が出されます。この命令は、法廷で正式な審問が行われるまでの間、有効です。この命令が出されると、裁判所が詳しい審問を行うまで、加害者は住居への立ち入りや、被害者との接触を禁じられます。

保護命令が裁判官によって出されると、地元の保安官事務所 (Sheriff's Office) がこれを加害者である家族に伝達します。加害者側が保護命令を守らなければ、被害者から隔離するため地元の警察が呼ばれる場合もあります。保護を受ける側は、加害者と直接相対したり、ことの成り行きを説明したりする必要はありません。

イリノイ州のすべての郡に保護命令の申請を受け付ける裁判所があります。保護命令申請書を作成は、該当する箇所にチェックマークをつけ、必要な情報を数カ所記入するだけです (申請書様式 : [http://www.ilcadv.org/dv\\_law\\_in\\_il/OPPpetitionFINAL.pdf](http://www.ilcadv.org/dv_law_in_il/OPPpetitionFINAL.pdf))。申請書を書き終えたら、裁判官に提出します。申請書を読んだ上で、裁判官は申請者に事情を聴取します。裁判所の事務担当者は法律上のアドバイスをすることはできませんが、記入すべき書式や、出廷すべき法廷などについて教えてくれます。保護命令申請書の記入や、裁判官への提出手続きなどについては、支援機関があります (次項、「民間サービス」参照)。さらに、下記リストに掲載されている各地域の家庭内暴力被害者シェルターや支援プログラムなどから情報を得ることもできます。

### (2) 民間サービス

イリノイ州には家庭内暴力の被害者を支援する幅広いサービスがあります。DV 被害に遭った場合は、イリノイ家庭内暴力ヘルプライン (The Illinois Domestic Violence Help Line、電話 (877)863-6338) への連絡が考えられます。さらに、イリノイ反家庭内暴力連合 (The Illinois Coalition Against Domestic Violence) では、被害者が居住する郡に応じて、その地域にある民間の DV 被害者支援団体のリストを提供しています。

(リスト掲載 URL : [http://www.ilcadv.org/get\\_help\\_now/victim\\_services.asp](http://www.ilcadv.org/get_help_now/victim_services.asp))

### (3)家庭内暴力 (DV) 被害者支援団体一覧

## **Boone County**

Remedies Renewing Lives  
Rockford  
Hotline Phone Number: (815) 962-6102  
Voice and TTY: (815)966-1285  
<http://remediesrenewinglives.org>

## **Cook County**

Apna Ghar  
Chicago  
Hotline Phone Number:  
(773) 334-4663  
Voice and TTY: (773) 334-0173  
Office: 773-883-HOME (4663)  
Email: [info@apnaghar.org](mailto:info@apnaghar.org)  
<http://apnaghar.org>

Arab American Family Services  
Bridgeview  
Hotline Phone Number: (708) 945-7600  
Voice and TTY: (708) 599-2237  
<http://www.aafsil.org>

Between Friends  
Phone: (773) 274-5232  
Fax: (773) 262-2543  
TTY: (773) 274-6508  
<http://www.betweenfriendschicago.org>

Connections for Abused Women and Their Children  
Chicago  
Hotline Phone Number: (773) 278-4566  
Voice and TTY: (773) 489-9081  
<http://cawc.org>

Crisis Center for South Suburbia  
Tinley Park  
Hotline Phone Number: (708) 429-7233  
Voice and TTY: (708) 429-7255  
<http://www.crisisctr.org>

Family Rescue, Inc.  
Chicago  
Hotline Phone Number: (773) 375-8400  
Voice and TTY: (773) 375-1918

<http://www.familyrescueinc.org>

Korean American Women In Need  
DesPlaines  
Hotline Phone Number: (773) 583-0880  
Voice and TTY: (773) 583-1392  
<http://www.kanwin.org>

Metropolitan Family Service  
Chicago  
Hotline Phone Number: (773) 884-3310  
<http://www.metrofamily.org>

Mujeres Latinas En Accion  
Chicago  
Hotline Phone Number: (312) 738-5358  
Voice and TTY: (773) 890-7676  
<http://www.mujereslatinasenaccion.org>

Neopolitan Lighthouse  
Chicago  
Hotline Phone Number: (773) 722-0005  
Voice and TTY: (773) 638-0228

Pillars - Constance Morris House  
Western Springs  
Cicero  
Summit  
LaGrange Park  
Hotline Phone Number: 708-485-5254  
Voice and TTY: 708-995-3680  
<http://www.pillarscommunity.org>

Rainbow House  
Chicago  
Hotline Phone Number: (773) 521-1815  
<http://rainbow-house.org>

Sarah's Inn  
Oak Park  
Hotline Phone Number: (708) 386-4225  
Voice and TTY: (708) 386-3305  
<http://sarahsinn.org>

Schwab Rehabilitation Services - Domestic Violence Program  
Chicago  
Voice and TTY: (773) 522-6405  
<http://www.schwabrehab.org>

South Suburban Family Shelter  
Homewood

Hotline Phone Number: (877) 335-3020

Voice and TTY: (708) 794-2140

<http://www.ssfs1.org>

## WINGS

Palatine

Hotline Phone Number: (847) 221-5680

Voice and TTY: (847) 519-7820

<http://wingsprogram.com>

YWCA Evanston/North Shore

Evanston

Hotline Phone Number: (877) 718-1868

Voice and TTY: (847) 864-8445

<http://www.ywca.org/site/c.ewK0LoO8LmK6F/b.7964321/k.BD08/Home.htm>

## **De Kalb County**

Safe Passage, Inc.

De Kalb

Hotline Phone Number: (815) 756-5228

Voice and TTY: (815) 756-7930

<http://safepassagedv.org>

## **Dupage County**

Family Shelter Service

Wheaton

Hotline Phone Number: (630) 469-5650

Voice and TTY: (630)221-8290

<http://www.familyshelterservice.org>

Mutual Ground, Inc.

Aurora

Hotline Phone Number: (630) 897-0080

(and TTY)

Voice and TTY: (630) 897-0084

<http://mutualgroundinc.org>

## **Kane County**

Community Crisis Center, Inc.

Elgin

Hotline Phone Number: (847) 697-2380

Voice and TTY: (847)742-4088

<http://www.crisiscenter.org>

Mutual Ground, Inc.

Aurora  
Hotline Phone Number: (630) 897-0080 (and TTY)  
Voice and TTY: (630) 897-0084  
<http://mutualgroundinc.org>

## **Kendall County**

Mutual Ground, Inc.  
Aurora  
Hotline Phone Number: (630) 897-0080 (and TTY)  
Voice and TTY: (630) 897- 0084  
<http://mutualgroundinc.org>

## **Lake County**

A Safe Place, Inc.  
Zion  
Hotline Phone Number: (847) 731-7165  
Voice and TTY: 800-600-safe  
<http://www.asafeplaceforhelp.org>

## **McHenry County**

Turning Point  
Woodstock  
Hotline Phone Number: (800) 892-8900  
Voice and TTY: (815) 338-8081

A Safe Place, Inc.  
Zion  
Hotline Phone Number: (847) 731-7165  
Voice and TTY: 800-600-safe  
<http://www.asafeplaceforhelp.org>

## **Will County**

Guardian Angel Community Services: Groundwork  
Joliet  
Hotline Phone Number: (815) 729-1228  
Voice and TTY: (815) 729-0930  
<http://www.gacsprograms.org/groundwork>

South Suburban Family Shelter  
Homewood  
Hotline Phone Number: (877) 335-3020  
Voice and TTY: (708) 794-2140  
<http://www.ssfs1.org>



**(4) イリノイ州で家族法、離婚、子供の親権等を専門とする弁護士**

David J. Wessel  
Law Offices of Wessel & Doheny  
205 West Randolph Street, Suite 1630  
Chicago, Illinois 60606  
Phone: (312) 558-3000  
Fax: (312) 558-1303

Mary Therese Doheny  
Law Offices of Wessel & Doheny  
205 West Randolph Street, Suite 1630  
Chicago, Illinois 60606  
Phone: (312) 558-3000  
Fax: (312) 558-1303

Janice Berman  
Law Offices of Janice L. Berman  
8130 North Milwaukee Avenue  
Niles, Illinois 60714  
Phone: (847) 292-9900  
Fax: (847) 292-9988

Abbey Mark Botkin  
Law Offices of Abbey Mark Botkin  
111 West Washington Street, Suite 900  
Chicago, Illinois 60602  
Phone: (312) 220-9090  
Fax: (312) 220-0192

A. Marcy Newman  
Law Offices of A. Marcy Newman  
205 West Randolph Street, Suite 2000  
Chicago, Illinois 60606  
Phone: (312) 606-9000  
Fax: (312) 606-9001

Corey Mark Bandes  
Attorney at Law  
19 South LaSalle Street, Suite 707  
Chicago, Illinois 60603  
Phone: (312) 456-9309  
Fax: (312) 456-9308

David Pasulka  
Pasulka & Associates, P.C.  
70 W. Madison, Suite 2222  
Chicago, Illinois 60602  
Phone: (312) 236-9150  
Fax: (312) 236-9157

**Ralph Licari**

Ralph J. Licari & Associates, Ltd.  
135 South LaSalle Street – Suite 3300  
Chicago, IL 60603  
Phone: (312) 541-8989  
Fax: (312) 541-8991

**Derek Bradford and Mitchell Gordon**

Bradford & Gordon  
30 N. LaSalle St. Suite 3100  
Chicago, IL 60602  
Phone: (312) 346-6911  
Fax: (312) 372-8753

**Jerry Goldberg and Evan Mammias**

MAMMAS | GOLDBERG  
211 West Wacker Drive, Suite 1100  
Chicago, Illinois 60606  
Phone: (312) 630-1111  
Fax: (312) 630-9099

＜おことわり＞

このQ&Aは、当館からの委嘱に基づきシカゴ市の弁護士事務所が調査した2013年4月現在の内容です。また、回答内容は、あくまでも参考として掲載しているものであり、法律上のアドバイスではありません。なお、日本のハーグ条約への加盟、法律の改定により、対応が異なってくることも予想されます。当館では回答内容について一切責任を負いかねますので、個別のケースは専門の弁護士にご相談下さい。

### 3 子の親権に関するQ&A

＜質問1＞

**日本での離婚の手続きを始めるため、子供たちをつれて日本に帰国することを考えていますが、法的に問題になりますか？**

＜回答1＞

問題となる可能性はあります。イリノイ州と日本の法律は異なりますが、イリノイ州では、離婚申立てが提出された裁判所の所在地の法律が適用されます。たとえば、イリノイ州で離婚申立てを行った場合、イリノイ州の法律が適用され、裁判官が許可した場合に限り、子供を連れて日本に帰国することができます。あなたの配偶者が子供を日本に連れ帰ることに反対している場合、この手続きは非常に困難なものになります。いずれにせよ、子供を連れて日本へ帰国することを検討する前に、家族法の弁護士等、専門家から適切な法的アドバイスを受けることが極めて重要です。

通常、離婚申請が提出されていない段階では、双方の親に子供と過ごす権利が同等に認められているため、あなたは合法的に子供たちを日本に連れて行くことができます。しかし、配偶者が子供たちと会えないようにするために日本へ連れて行ったり、配偶者にあなたと子供たちの滞在先を教えなかったりしたときは、イリノイ州の裁判所は、子供たちの日本への渡航を制限したり、子供たちを直ちにイリノイ州に戻すよう命じたりすることができます。

＜質問2＞

**配偶者による深刻な家庭内暴力のため、離婚申請をしたいと思っています。しかしながら、法廷で、配偶者による家庭内暴力の被害を受けたと申し立てると、子供たちを配偶者に渡さないための嘘だと思われ、離婚裁判で不利になることがある聞きましたが、本当でしょうか。**

＜回答2＞

そのようなことはありません。離婚裁判においては、おおげさにふるまって事実を誇張する人もいますが、イリノイ州の家庭裁判所では、子供たちと配偶者を守ることに力を注いでいます。法廷では真実でないことを述べてはなりませんし、あなたの主観に基づく結論ではなく事実のみを言わなくてはなりません。一般的にあなたのような人や子供たちを虐待から守ることはイリノイ州の裁判所の使命ですから、もしあなたが本当に自分と子供たちの身の危険を感じているのなら、裁判所はあなたの置かれた状況を十分に考慮してくれます。イリノイ州の家庭裁判官は数多くの離婚裁判を扱ってきていますから、自分と子供たちの保護に関して裁判所の支援を求めることをためらうべきではありません。

配偶者の暴力を理由に離婚を申し立てる人はたくさんいます。家庭内の暴力はイリノイ州に限らず世界各地で起きています。イリノイ州の裁判所は家庭内暴力が絡んだ例について熟知し

ており経験も豊富です。離婚申立てを提出の上、裁判所に保護命令（または配偶者に対する接近禁止命令）を求めれば、イリノイ州の裁判所はまずあなたと子供たちを、配偶者の虐待的な行為から守るための手段を講じます。

次に、裁判所が事実を調べ、家族一人ひとりが子供との面会に関する権利を行使できるよう、さまざまな暫定的な命令を下します。あなたの配偶者が子供たちと面会する時間や方法を制限する場合があります。また、配偶者をあなたの住む家から退去させたり、現在の住居に関するルールを決めた上で、それが守られているかどうかをモニターしたりします。さらに、裁判所は弁護士を指名してあなたの子供の利益を最大限守るようにします。そのほか、裁判官が精神衛生に関する専門家を指名し、子供があなたの配偶者と面会に関する際の最良の方法についてアドバイスを求めることもあります。

### <質問3>

**離婚と子供の養育権について配偶者の同意が得られません。配偶者は、私の条件付き永住権の更新をしないとしたり、私のクレジットカードも取りあげるとしたりして脅します。アメリカにいたままで、このような配偶者と、離婚と子供の養育権についてどうやって公平かつ平等に話し合ったらいいでしょうか。**

### <回答3>

あなたの質問には複数の要素がからんでいます。まず、あなたの条件付き永住権については、誠実に結婚生活を営んでいるにも関わらず、あなたもしくは子供が米国市民権（または永住権）を持つ配偶者から虐待を受けたり、困難を強いられたりしている場合には、配偶者の協力を得ずに条件を撤廃する方法があるかもしれません。あなた自身がこれに該当するかどうかについては、移民法弁護士に相談する必要があります。

あなたの配偶者がクレジットカードやその他の一家の財産へのアクセスを妨げているような場合は、家庭内暴力（肉体的にあなたを脅しているのと同様）とみなされ、あなたが離婚申立てを行わなくとも裁判所に保護を求めることができます。また、イリノイ州の裁判所には、配偶者があなたの境遇につけこんだり、お金を自分のためだけに自由に使ったりできないようにするための、様々な保護的手段があります。家族法の裁判官は、あなたの配偶者の給与所得を含む一家のお金の使途について明確な裁判所命令を下し、生活費や財産を含む一家の収入の相応な割合を受け取れるようにします。また、あなたの配偶者は、あなたの同意なしに一家のお金を動かすことを禁じられます。

離婚係争中、裁判官はあなたと配偶者を調停者に紹介し、親権や子供との面会、養育計画などについて協議するよう促します。クック郡ではこれが義務づけられており、費用はかかりません。裁判官はまた、あなたの子供の利益を最大限に守るために弁護士を指名し、裁判所があなたと配偶者、さらには子供にとって最善の養育・面会プランを決定できるようにします。離婚裁判が完了するまでには、数ヶ月から1年以上かかることもあるので、最終決定が下されるまでの間に裁判官にあなたの家庭の事情を理解してもらえる見込みは高いといえます。また、裁判が結審するまでの間、そして、様々な専門家からの支援を得られる一方で、あなたと配偶者が子供の親権や養育に関して話し合う時間も確保できるわけです。

家庭によっては、イリノイ州で、離婚申請を提出する前に民間離婚調停サービスを利用して結婚解消の協議をする人もいます。離婚申請が出されているか否かに関わらずこのような調停をおこなう私的なサービスには様々なものがあります。イリノイ州調停協議会（The Mediation Council of Illinois）はそうした離婚への道をサポートする民間調停者の団体です。この団体は民間調停者のリストを持っていて、問い合わせれば調停者を紹介してくれます。

#### <質問4>

私は弁護士を雇うお金がありません。英語もうまくありません。法廷で自分の立場をきちんと主張することも困難です。どうすれば良いのでしょうか？

#### <回答4>

<法律援助について>

シカゴ弁護士会には、低料金（30ドル）で法律相談を受け付けてくれる家族法専門の弁護士の紹介リストがあります。イリノイ州弁護士会でも、法律援助の弁護士リストを持っているので紹介可能です。シカゴにも、イリノイ州全体でも、低料金や無料で法律援助を行う様々な機関がありますが、それらのサービスは利用希望者が多いので、実際に援助を受けるのは困難な場合もあります。子供の養育費関係では、イリノイ州検事局が無料で弁護を引き受けてくれます。

<英語のサポート>

現在シカゴ弁護士会では日本語を話す家族法専門の弁護士の紹介はしていません。裁判所に出廷するとき、英語が堪能な人（友人でもかまいません）に同行してもらい、裁判所の許可を得た上で通訳をしてもらうことも可能です。それにより、裁判上の不利益を被ることはありません。また、事前に通訳が必要である旨を裁判所に連絡しておけば、裁判所が通訳を手配してくれる場合もあります。

#### <質問5>

裁判所で私の配偶者に子供の面会の権利が認められました。でも結婚していた時の配偶者の行いを思うと、面会の際、子供（たち）が安全かどうか、心配でなりません。どうしたらいいでしょう。

#### <回答5>

イリノイ州の家庭関係の法廷は、子供の面会方法を決めるのにかなり幅広い権限を持っています。離婚する両当事者が争っている場合、裁判官が決めた子供との面会スケジュールに双方の親が納得できない事例は珍しいことではありません。この場合、子供にとって何がベストであるかとの観点から、必要に応じて裁判官が面会スケジュールを変更することもあります。しかしながら、裁判所で決められたスケジュールを守らないと、「面会妨害」と呼ばれる刑法上の軽犯罪に問われかねませんので、スケジュールはきちんと守るべきです。また、子供たちに配偶者との面会を拒否するように仕向けるのも良い選択ではありません。こうした行為は面会スケジュールを決定した裁判官に対する侮辱罪に問われることもあるからです。

家族法の裁判官は、もし子供たちの安全のため必要と判断したときは、一回の面会時間を数時間に限ったり、泊りがけの面会を禁じたりすることもできます。また面会中に信頼できる家族や中立の第三者がそばについているよう定めることもあり、さらに、面会中に酒を飲んだり、怒鳴りつけたり、体罰を与えたりといったような行動を禁じたり、子供を特定の場所に連れて行くことを禁じたりすることもあります。また、あなたの配偶者に子供との面会を許す条件として、怒りをコントロールするカウンセリングや、飲酒コントロールのプログラム、子育て教育のクラスなどに参加することを命じることもあります。面会中に、もう一方の親（あなた）が電話で面会中の子供と頻りに連絡をとるよう命じることもありえます。

裁判官が最初に面会スケジュールを検討する際、あなたの気がかりや心配をすべて裁判官に伝えることが大切です。裁判官によく理解してもらえるように、落ち着いた、筋道の通ったや

り方で、心配な点を説明しましょう。イリノイ州では、あなたの配偶者にも子供と面会する権利があるのだということを頭に入れた上で、配偶者に子供との時間を与えることを考慮し、あなたが子供の安全と利益にもっともかなうと思う面会方法を提案しましょう。それにより、裁判官もあなたが納得できる決定を下すことができるようになります。もし裁判官の決定に納得できないようであれば、面会がうまく行かなかった場合に備えて、その後の経過をチェックできるように法廷における次回の「経過報告日」(court status date)を予め決めるよう裁判官に求めることも可能です。